

第3章

防衛力を支える人的基盤と女性隊員の活躍など

第1節 防衛力を支える人的基盤

防衛省・自衛隊が、その防衛力を最大限に機能させるためには、それを下支えする人的基盤をよ

り充実・強化させることが極めて重要である。

1 募集・採用

1 募集

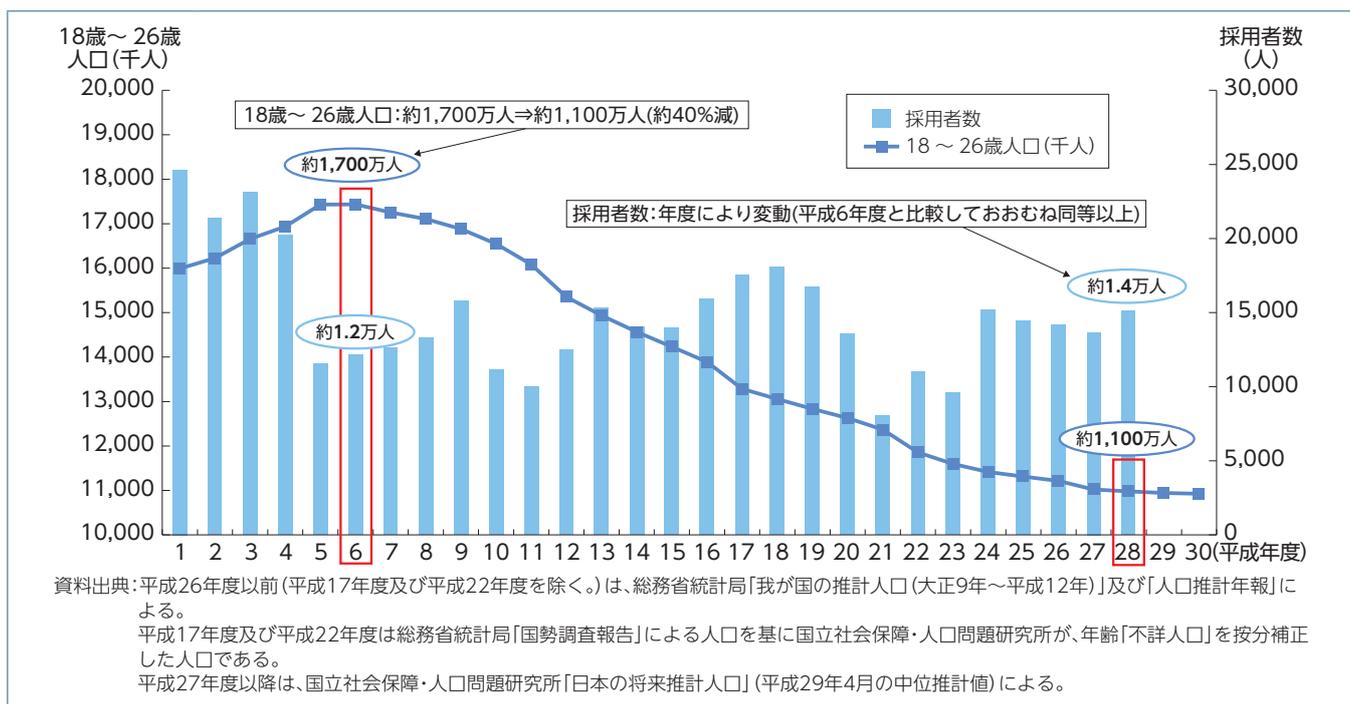
防衛省・自衛隊が各種任務を適切に遂行するためには、質の高い人材を確保することが必要不可欠である。防衛省・自衛隊に対する国民の期待が高まる一方で、社会の少子化・高学歴化の進展のほか、近年の好調な景気・雇用状況などにより、自衛官の募集環境は、厳しい状況にある。このような状況において、防衛省・自衛隊においては、募集対象者などに対して、自衛隊の任務や役割、職務の内容、勤務条件を丁寧に説明し、確固とし

た入隊意思を持つ優秀な人材を募る必要がある。

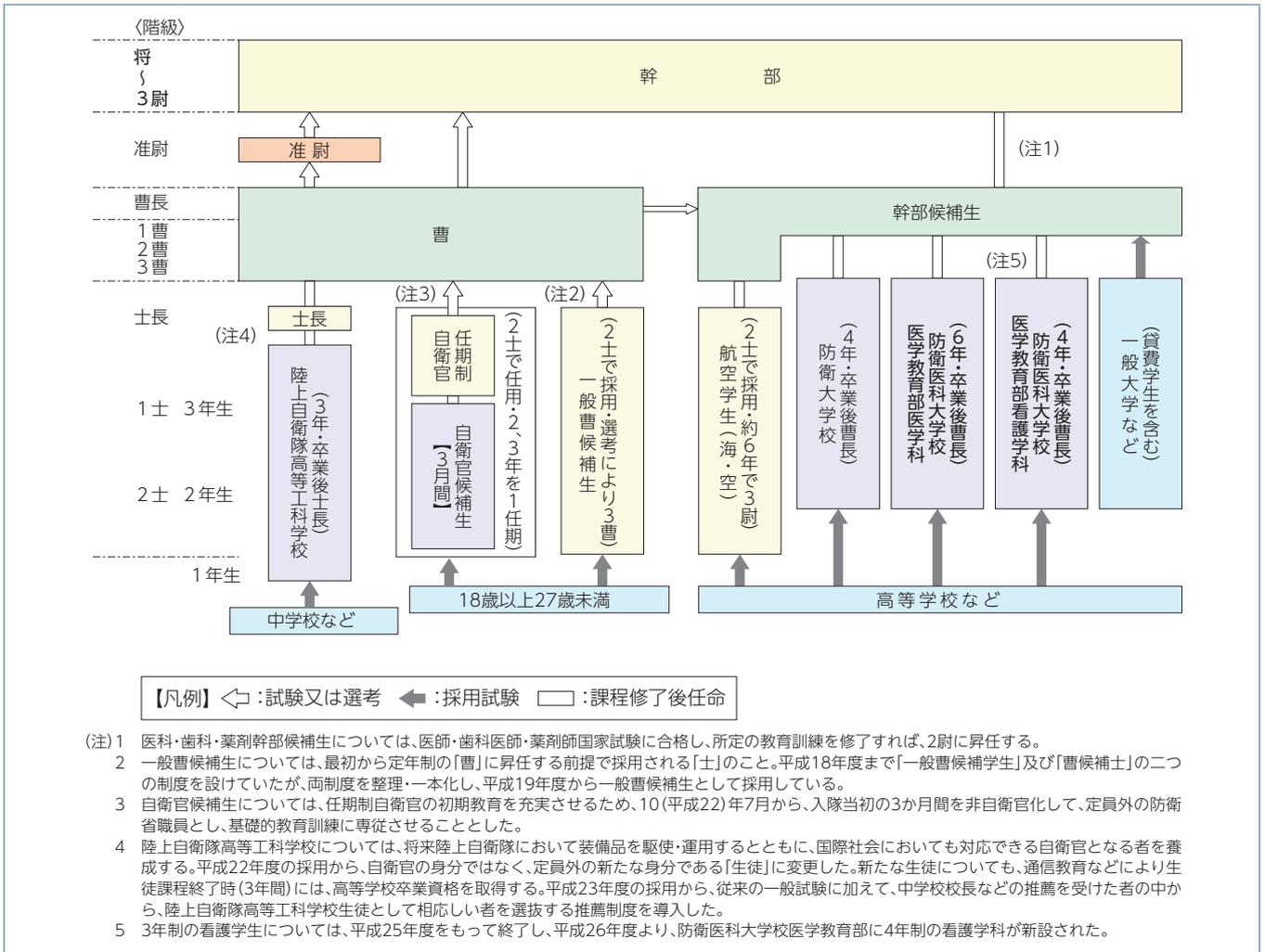
参照 図表Ⅲ-3-1-1 (募集対象人口の推移)

このため、防衛省・自衛隊では、学校説明会などに加え、全国50か所に自衛隊地方協力本部を置き、学校関係者の理解と募集相談員などの協力を得ながら、志願者個々のニーズに対応できるようにしている。また、地方公共団体は、募集期間などの告示や広報宣伝など、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行っており、防衛省はその経費を地方公共団体に配分している。

図表Ⅲ-3-1-1 募集対象人口の推移



図表Ⅲ-3-1-2 自衛官の任用制度の概要



2 採用

(1) 自衛官

自衛官は、個人の自由意志に基づく志願制度のもと、様々な区分に応じて採用される。

Q 参照 図表Ⅲ-3-1-2 (自衛官の任用制度の概要)

自衛官は、その職務の特殊性から、自衛隊の精強性を保つため、「若年定年制」や「任期制」など、一般の公務員とは異なる人事管理¹を行っている。

採用後は、各自衛隊の教育部隊や学校で基本的な教育訓練を受けた後、希望や適性などに応じて職種が決定され、全国の部隊などで勤務する。

Q 参照 資料68 (自衛官の定員及び現員)

資料69 (自衛官などの応募及び採用状況(平成28年度))

図表Ⅲ-3-1-3 (自衛官の階級と定年年齢)

図表Ⅲ-3-1-3 自衛官の階級と定年年齢

階級	略称	定年年齢
陸将・海将・空将	将	60歳
陸将補・海将補・空将補	将補	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1佐	
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2佐	56歳
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3佐	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1尉	
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2尉	54歳
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3尉	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長	53歳
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1曹	
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2曹	
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3曹	-
陸士長・海士長・空士長	士長	
1等陸士・1等海士・1等空士	1士	
2等陸士・2等海士・2等空士	2士	

(注) 1 統幕長、陸幕長、海幕長又は空幕長の職にある陸将、海将又は空将である自衛官の定年は、年齢62歳

2 医師、歯科医師及び薬剤師である自衛官並びに音楽、警務、情報総合分析、画像地理・通信情報の職務にたずさわる自衛官の定年は、年齢60歳

¹ 国家公務員法第2条に定められた特別職の国家公務員として位置づけ

(2) 予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補

有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要数を早急に満たさなければならない。この所要数を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の3つの制度²を設けている。

Q参照 図表Ⅲ-3-1-4 (予備自衛官などの制度の概要)

予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、後方支援、基地警備などの要員として任務につく。即応予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、第一線部隊の一員として、現職自衛官とともに任務につく。また、予備自衛官補は、自衛官未経験者などから採用され、教育訓練を修了した後、予備自衛官として任用される。

災害招集命令など³を受けた予備自衛官及び即応予備自衛官が自衛官として勤務するのは、招集命令書の交付から5日後(予備自衛官の防衛招集は10日後)以降とされていたが、16(平成28)年4月に発生した熊本地震における即応予備自衛官の招集実績⁴を踏まえ、自衛隊の任務遂行の円滑化を図るため、予備自衛官などに異議がないときは、その日数を短縮することができるよう、同年8月に自衛隊法施行令の一部を改正した。

予備自衛官などは、平素はそれぞれの職業などについているため、定期的な訓練などには仕事のスケジュールを調整するなどして参加する必要がある。したがって、これらの制度を円滑に運用するためには、予備自衛官などを雇用する企業の理解と協力が不可欠である。

このため防衛省は、年間30日の訓練が求められる即応予備自衛官が、安心して訓練などに参加できるよう必要な措置を行っている雇用企業などに対し、その負担を考慮し、「即応予備自衛官雇用企業給付金」を支給している。また、雇用する予備自衛官などが訓練などに参加しやすい環境作りに努めている事業所に表示証を交付している⁵。さらに、予備自衛官などの雇用主から、訓練招集の予定期間や実運用のために予備自衛官などが招集され自衛官となる予定期間などの情報を求められた場合に、防衛省・自衛隊から当該情報を提供する枠組みを整備⁶するなど、予備自衛官などを雇用する企業の理解と協力を得るための施策を実施している。

また、割愛⁷により民間部門に再就職する航空機操縦士を予備自衛官として任用するなど、幅広い分野で予備自衛官の活用を進めている。



自衛官への任官に向け防衛大学校を卒業する学生



給水支援活動を実施する即応予備自衛官

- 2 諸外国においても、予備役制度を設けている。
- 3 予備自衛官に対する防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令並びに即応予備自衛官に対する防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令をい、予備自衛官及び即応予備自衛官に対する訓練招集命令を含まない。
- 4 16(平成28)年4月に発生した熊本地震に際しては、史上2度目となる即応予備自衛官の招集を行い、162名の即応予備自衛官が生活支援活動等に従事した。その際、招集命令書を交付された即応予備自衛官のうち、出頭すべき日より前に部隊に到着した者が相当数に上った。
- 5 予備自衛官等協力事業所表示制度は平成27(2015)年度に導入し、同年度は地方協力本部長による認定を実施し、表示証を交付した。平成28(2016)年度は、防衛大臣による認定を実施した。認定された事業所は、防衛省及び地方協力本部のホームページでも紹介している。
- 6 情報を提供するための枠組みの整備を盛り込んだ防衛省設置法等の一部を改正する法律案が第193回通常国会において成立し(平成29年法律第42号)、現在、省令などを整備中(17(平成29)年9月1日施行予定)
- 7 自衛隊操縦士の割愛は、最前線で活躍する若手の操縦士が民間航空会社などへ無秩序に流出することを防止するとともに、一定年齢以上の操縦士を民間航空会社などで活用する制度であり、わが国の航空業界などの発展という観点からも意義がある。

図表Ⅲ-3-1-4 予備自衛官などの制度の概要

	予備自衛官	即応予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	●防衛招集命令などを受けて自衛官となって勤務	●防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令などを受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸自の部隊で勤務	●教育訓練修了後、陸自又は海自の予備自衛官として任用
採用対象	●元自衛官、元即応予備自衛官、元予備自衛官	●元自衛官、元予備自衛官(自衛官出身)	(一般・技能共通) ●自衛官未経験者(自衛官勤務1年未満の者を含む。)
採用年齢	●士：18歳以上37歳未満 ●幹・准・曹：定年年齢に2年を加えた年齢未満	●士：18歳以上32歳未満 ●幹・准・曹：定年年齢から3年を減じた年齢未満	●一般は、18歳以上34歳未満、技能は、18歳以上で保有する技能に応じ53歳から55歳未満
採用など	●志願に基づき選考により採用 ●教育訓練を修了した予備自衛官補は予備自衛官に任用	●志願に基づき選考により採用	●一般：志願に基づき試験により採用 ●技能：志願に基づき選考により採用
階級の指定	●元自衛官：退職時指定階級が原則 ●元予備自衛官、元即応予備自衛官：退職時指定階級が原則 ●予備自衛官補 ・一般：2士 ・技能：技能に応じ指定	●元自衛官：退職時階級が原則 ●元予備自衛官：退職時指定階級が原則	●階級は指定しない
任用期間	●3年/1任期	●3年/1任期	●一般：3年以内 ●技能：2年以内
(教育)訓練	●自衛隊法では20日/年以内。ただし、5日/年(基準)で運用	●30日/年	●一般：50日/3年以内(自衛官候補生課程に相当) ●技能：10日/2年以内(専門技能を活用し、自衛官として勤務するための教育)
昇進	●勤務期間(出頭日数)を満了した者の中から勤務成績などに基つき選考により昇進	●勤務期間(出頭日数)を満了した者の中から勤務成績などに基つき選考により昇進	●指定階級がないことから昇進はない
処遇など	●訓練招集手当：8,100円/日 ●予備自衛官手当：4,000円/月	●訓練招集手当：10,400~14,200円/日 ●即応予備自衛官手当：16,000円/月 ●勤続報奨金：120,000円/1任期 ●雇用企業給付金：42,500円/月	●教育訓練招集手当：7,900円/日 ●防衛招集等応招義務を課さないことから、予備自衛官手当に相当する手当は支給しない
応招義務など	●防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	●防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集	●教育訓練招集



即応予備自衛官制度創設 20 周年及び即応予備自衛官の声

各種事態において常備自衛官とともに第一線で活躍する即応予備自衛官の制度は、平成9(1997)年度に導入され、今年度20周年を迎えます。

これまで2度にわたり災害招集で生活支援活動などに従事し、わが国の防衛力を支える人的基盤の1つとして活躍しています。



第24普通科連隊(宮崎県) 即応予備2等陸曹

やました まさお
山下 昌朗

即応予備自衛官として平成11年3月に入隊し、はや18年が経ちますが、会社及び家族の理解で両立した勤務ができ、本当に感謝しております。

家の事情で自衛隊を退職しましたが、即応予備自衛官の制度が始まり、直ぐに志願しました。そのきっかけは、自衛隊で頑張るつもりが止むを得ず退職し、自分の憧れの自衛隊にどうしても貢献したかったからであり、現在も続けています。



会社で勤務中の山下即応予備2等陸曹

第48普通科連隊(群馬県) 即応予備2等陸曹

たかはら ひろこ
高原 博子

私は主婦をしながら即応予備自衛官をしています。東日本大震災では、私自身も被災し、自宅は津波に流され、被災直後は途方にくれました。しかし、壊れた自宅から訓練で使っている荷物を偶然見つけ、気持ちを整理し、災害招集に応じ被災地で救援活動を行いました。災害派遣に参加したことは、自衛官の任務と使命を自覚するとともに誇りとして、自分の胸に残っています。



訓練中の高原即応予備2等陸曹

(3) 事務官、技官、教官など

防衛省・自衛隊には、自衛官のほか、約2万1,000人の事務官、技官、教官などが隊員⁸として勤務している。防衛省では、主に、人事院が行う国家公務員採用総合職試験及び国家公務員採用一般職試験、防衛省が行う防衛省専門職員採用試験の合格者から採用を行っている。採用後は、共通の研修を受けたうえで、様々な分野で業務を行っている。

事務官は、本省及び防衛装備庁の内部部局などでの防衛全般に関する各種政策の企画・立案、情

報本部での分析・研究、全国各地の部隊や地方防衛局などでの行政事務に従事している。

技官は、本省内部部局、防衛装備庁、全国各地の部隊や地方防衛局などで、各種の防衛施設（司令部庁舎、滑走路、弾薬庫など）の建設工事、様々な装備品の研究開発・効率的な調達・維持・整備、隊員のメンタルヘルスケアなどに従事している。

教官は、防衛研究所や防衛大学校、防衛医科大学校などで、防衛に関する高度な研究や隊員に対する質の高い教育を行っている。

Q参照 資料70（防衛省職員の内訳）

2 日々の教育訓練

1 自衛官の教育

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行に不可欠である。このため、各自衛隊の教育部隊や学校などで、階級や職務に応じて段階的かつ体系的な教育を行い、必要な資質を養うと同時に、知識・技能を修得させている。

教育には、特殊な技能を持つ教官の確保、装備品や教育施設の整備など、非常に大きな人的・時間的・経済的努力が必要である。また、専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合や、自衛隊内で修得することが困難な場合などには、海外を含む部外教育機関、国内企業、研究所などに教育を委託している。

2 自衛隊の訓練

(1) 各自衛隊の訓練

各自衛隊の部隊などで行う訓練は、隊員それぞれの職務に必要な技量の向上を目的とした隊員個々の訓練と、部隊の組織的な能力の練成を目的とした部隊の訓練とに大別される。隊員個々の訓練は、職種などの専門性や隊員の能力に応じて個別的、段階的に行われる。部隊の訓練は、小部隊から大部隊へと訓練を積み重ねながら、部隊間での連携などの大規模な総合訓練も行っている。

また、わが国の防衛のための訓練に加え、国際平和協力活動や大規模災害への対応など、近年の自衛隊の任務の多様化に対応した訓練の充実にも努めている。さらに、統合運用及び各種事態への対応の強化を図るため、統合訓練や各自衛隊による二国間、多国間の共同訓練の拡大も図っている⁹。

Q参照 資料71（主要演習実績（平成28年度））



基礎的な訓練に臨む陸・海・空自の新入隊員

⁸ 防衛省の職員のうち、特別職の国家公務員を「自衛隊員」といい、自衛隊員には、自衛官のほか、事務官、技官、教官などが含まれる。

⁹ わが国への直接の脅威を防止・排除するための演習である自衛隊統合演習、日米共同統合演習、弾道ミサイル対処訓練などのほか、国際平和協力活動などを想定した国際平和協力演習、捕虜などの取扱いについて演練する統合国際人道業務訓練などがある。

(2) 訓練環境

自衛隊の訓練は、可能な限り実戦に近い環境で行うよう努めているが、制約も多い。このため、防衛大綱などで示された北海道の訓練環境の一層の活用を含め、限られた国内演習場などを最大限に活用している。また、国内では得られない訓練環境を確保できる米国やその周辺海空域で共同訓練などを行い、実戦的な訓練を行うよう努めている。

Q参照 資料72 (各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績 (平成28年度))

3 安全管理への取組

国民の生命や財産に被害を与えたり、隊員の生命を失うことなどにつながる各種の事故は、絶対に避けなければならない。このため、防衛省・自衛隊は、日頃の訓練にあたって安全確保に最大限留意するなど、平素から安全管理に丸となって取り組んでいる。

3 人的資源の効果的な活用に向けた施策など

1 人事制度改革及び隊員の処遇の充実に関する施策

自衛隊の人的構成は、これまで全体の定数が削減されてきた一方、装備品の高度化、任務の多様化・国際化などへの対応のため、より一層熟練した者、専門性を有する者が必要となっている。

このような状況を踏まえ、防衛大綱などでは、自衛隊の精強性を確保し、厳しい財政事情のもとで人材を有効に活用する観点から、人事制度改革に関する施策を行うこととしている。具体的には、各自衛隊の任務や特性を踏まえつつ、適正な年齢構成を確保するため、60歳定年職域の定年のあり方の見直しや中途退職制度の積極的な活用、より適切な士の人事管理などの施策を講ずるほか、自衛隊操縦士の民間航空会社などへの割愛を実施することとしている。また、幹部や准曹の最終昇任率を見直すほか、精強性を維持するため、体力的要素にも配慮した適切な人事管理を行うことと

している。

また、自衛官は厳しい環境下での職務遂行となるため、隊員が誇りを持ち安心して職務に専念できるよう、職務の特殊性を考慮した俸給と諸手当の支給、福利厚生などの充実を図り、防衛功労章の拡充をはじめ、栄典・礼遇に関する施策を推進している。

2 家族支援への取組

平素からの取組として、部隊と隊員家族の交流や隊員家族同士の交流などのほか、大規模災害など発生時の取組として、隊員家族の安否確認について協力を受けるなど、関係部外団体などと連携した家族支援態勢の整備についても推進している。また、メールやテレビ電話など、海外に派遣される隊員と家族が直接連絡できる手段の確保や、家族からの慰問品の追送支援などを行って



アデン湾に派遣された護衛艦内で家族とテレビ電話で話す隊員



南スーダンの宿営地で家族から送られた品を受け取る隊員



家族支援訓練「越後の絆」の実施について

陸上自衛隊高田駐屯地（新潟県上越市）業務隊長（当時） 1等陸佐 おかだ ゆたか 岡田 豊

大規模災害などが発生した場合、自衛隊員は自分や家族が被災しても、災害派遣などの任務に赴きます。このため、防衛省・自衛隊では隊員が家族について後顧の憂いなく安心して任務に邁進できる^{まいしん}よう、自衛隊家族会や隊友会などの関係部外団体などと連携して家族支援施策に取り組んでいます。新潟県では、高田駐屯地業務隊がその中核を担っており、17（平成28）年に家族支援訓練としては過去最大規模となる「越後の絆」を実施しました。

訓練では、新潟県に震度7の地震が発生したとの想定のもと、被災家族の安否確認などについて、自衛隊と関係部外団体などとの連携要領を確認するとともに、今後検討すべき課題を明らかにしました。私は県の取りまとめ役として、県内の陸・海・空自の各部隊長、自衛隊家族会長、隊友会長などと密接に連携を図り、関係者の理解と認識共有を深めるとともに、「顔が見える人間関係」「いつでも本音で相談できる信頼関係」の構築を目指しました。

「越後の絆」は新潟県初の挑戦でしたが、各人が本音による熱い意見交換を行い、今後の連携の方向性などについて認識統一することができました。訓練後は全国から問い合わせがあり、家族支援の「絆」が各地で深まっていく兆しを肌で感じています。今後は、「越後の絆」の成果を最大限生かし、全国レベルで家族支援の取組が更に進展することを期待しています。



新潟県家族支援訓練「越後の絆」で発表する著者（中央）

る。さらに、家族説明会を開催して様々な情報を提供するとともに、留守家族専用の相談窓口（家族支援センター）などを設置して各種相談に応じる態勢をとっている。

③ 厳正な服務規律の保持のための取組

防衛省・自衛隊では、高い規律を保持した隊員を育成するため、「薬物乱用防止月間」、「自衛隊員等倫理週間」、「防衛省職員セクシュアル・ハラスメント防止週間」、「防衛省職員パワー・ハラスメント防止週間」の期間を設けて、遵法意識の啓発に努めている。

なかでも、パワー・ハラスメントの防止については、隊員がその能力を十分に発揮できるような健全な職場環境の確保及び隊員の人格・尊厳の保護を目的として、16（平成28）年4月に訓令を制定し、職員の教育、全国の部隊や機関における相談員の配置、内部部局及び陸・海・空幕へのホッ

トラインの設置などにより、パワー・ハラスメントの防止に努めている。

④ 自衛隊員の自殺防止への取組

自衛隊員の自殺者は平成17（2005）年度に101人と過去最多となったが、その後減少しており、平成28（2016）年度は65人となっている。自衛隊員の自殺は、隊員本人や残された御家族にとって極めて不幸なことである。防衛省・自衛隊としても有為な隊員を失うことは極めて残念なことであり、自殺防止のため、①カウンセリング態勢の拡充（部内外カウンセラー、24時間電話相談窓口、駐屯地・基地などへの臨床心理士の配置など）、②指揮官や一般隊員へのメンタルヘルスに関する教育などの啓発教育の強化、③メンタルヘルス強化期間の設定、異動など環境の変化を伴う部下隊員に対する心情把握の徹底、各種参考資料の配布などの施策を継続して行っている。

5 殉職隊員への追悼など

1950（昭和25）年に警察予備隊が創設され、保安隊・警備隊を経て今日の自衛隊に至るまで、自衛隊員は、国民の期待と信頼に応えるべく日夜精励し、旺盛な責任感をもって、危険を顧みず、わが国の平和と独立を守る崇高な任務の完遂に努めてきた。その中で、任務の遂行中に、不幸にしてその職に殉じた隊員は1,900人を超えている。

防衛省・自衛隊では、殉職隊員が所属した各部隊において、殉職隊員への哀悼の意を表するため、葬送式を行うとともに、殉職隊員の功績を永久に顕彰し、しんじん深甚なる敬意と哀悼の意を捧げるため、内閣総理大臣参加のもと行われる自衛隊殉職隊員追悼式など様々な形で追悼を行っている¹⁰。

6 隊員の退職と再就職のための取組

自衛隊の精強性を保つため、多くの自衛官は、50歳代半ば（若年定年制自衛官）又は20歳代（大半の任期制自衛官）で退職することから、その多くは、退職後の生活基盤の確保のために再就職が必要である。

再就職の支援は、雇用主たる国（防衛省）の責務であり、自衛官の将来への不安の解消や優秀な人材確保のためにも極めて重要であることから、再就職に有効な職業訓練などの援護施策を行っている。また、再就職のための取組は、社会に退職自衛官が持つ様々な技能を還元し、人的インフラを強化する観点からも重要である。

防衛省は自ら職業紹介を行う権限を有していないため、一般財団法人自衛隊援護協会が、厚生労働大臣と国土交通大臣の許可を得て、無料職業紹介事業を行っている。

退職自衛官は、職務遂行と教育訓練によって培われた、優れた企画力・指導力・実行力・協調性・責任感などのほか、職務や職業訓練などによ

り取得した各種の資格・免許も保有している。このため、地方公共団体の防災や危機管理の分野をはじめ、金融・保険・不動産業や建設業のほか、製造業、サービス業など幅広い分野で活躍している。防衛大綱を踏まえ、これまで地方公共団体の防災や危機管理の分野における退職自衛官のさらなる活用の推進のほか、関係省庁と連携して人材が不足している分野への退職自衛官の再就職の支援に取り組んできたところであり、引き続き、再就職環境の改善を図っていく。

Q 参照 資料73（再就職援護のための主な施策）

資料74（退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況）

また、自衛官が安心して職務に専念できる環境を確保するため、自衛官の再任用では、60歳前においては3年以内の任期（事務官などは1年以内）を可能としている。なお、中期防では、高度な知識・技能・経験を有する隊員について、精強性の向上に資すると認められる場合には、積極的に再任用を行うこととしている。

一方、自衛隊員の再就職については、従来の事前承認制に替わって、15（平成27）年10月から新たな再就職等規制が導入され、一般職の国家公務員と同様に、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため、3つの規制（①他の隊員・OBの再就職依頼・情報提供等の規制、②在職中の利害関係企業等への求職の規制、③再就職者による依頼等（働きかけ）の規制）¹¹が設けられた。これらの規制の遵守状況については、隊員としての前歴を有しない学識経験者から構成される監視機関（防衛人事審議会再就職等監視分科会、内閣府再就職等監視委員会）において監視するとともに、不正な行為には罰則を科すことで厳格に対応することとしている。併せて、内閣による再就職情報の届出・公表について制度化し、再就職情報の一元管理・情報公開を的確に実施するため、自衛隊員のうち管理職隊員（本省企画官相当職以上）

¹⁰ 自衛隊殉職者慰霊碑は、1962（昭和37）年に市ヶ谷に建てられ、1998（平成10）年、同地区に点在していた記念碑などを移設し、「メモリアルゾーン」として整理された。防衛省では毎年、殉職隊員の御遺族をはじめ、内閣総理大臣と防衛大臣以下の防衛省・自衛隊高級幹部のほか、歴代の防衛大臣などの参列のもと、自衛隊殉職隊員追悼式を行っている。また、メモリアルゾーンにある自衛隊殉職者慰霊碑には、殉職した隊員の氏名などを記した銘版が納められており、国防大臣などの外国要人が防衛省を訪問した際、献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意が表されている。このほか、自衛隊の各駐屯地及び基地において、それぞれ追悼式などを行っている。

¹¹ 自衛隊法第65条の2、第65条の3及び第65条の4に規定

であった者の再就職状況について毎年度内閣が公表することとしている。本制度が平成27(2015)年度に導入されたことを受け、16(同28)年9月、

平成27(2015)年度に提出された再就職情報の届出のうち管理職隊員であった者の届出を取りまとめ、計136件を公表した。



『沖縄県内に初の退職自衛官防災関係職員誕生！』

沖縄県豊見城市 総務課副参事 ^{うじいえ}氏家 ^{まさひと}眞人氏 (元2等陸佐)

私は、昭和52年に入隊し、平成29年2月、約40年間の自衛隊生活を終えることができました。そのほとんどを航空操縦士として全国の空を飛び、また、幹部自衛官として数々の任務・訓練などの企画・調整・実施を手掛けてきました。特に、沖縄での勤務では、緊急患者を空輸する任務があり、216件出動しました。

緊急患者の空輸というのは、文字どおり、沖縄県の離島などで発生した急病人を大きな病院のある沖縄本島などに空輸することです。この任務を通じて「さらに人に貢献できる仕事はないか？微力ながら自分の能力を活かせる職はないか？」と考えるようになりました。

再就職を検討するに当たり、地方協力本部の担当者に相談したところ、「自治体と民間企業のどちらを希望していますか？」という質問がありました。私は迷わず「直接市民に貢献できる自治体勤務」を希望しました。

本年4月からは、退職自衛官として沖縄県で初めての防災関係職員となる豊見城市総務課副参事として勤務することになりました。今後は、自衛隊での経験を活かし、災害時における市長の補佐や防災訓練の企画・実施などを通じて、私の採用にご尽力されたすべての方へ感謝しつつ、豊見城市民の皆様の安心・安全のため微力ながら努力していきたいと思えます。



市役所内で勤務中の筆者